

第 30 回関西障がい学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	A	参加者数	11 名	会場	キャンパスプラザ京都
テーマ	発達障がいのある学生の支援				
司会	西岡 崇弘（関西学院大学）		記録	進士 太志（京都女子大学）	
記 録					
＜分科会の概要＞					
ひとことに発達障がいといっても、細かな分類や障がい特性は個性が高く、さらに、入学から修学就労と大学生活のステージによって、学生の困り事やサポートに関しても多岐にわたる。本分科会では、共通課題や個別事例まで、幅広い観点から日ごろ抱える疑問や困難事項等の共有や検討などを行った。					
＜参加者＞					
11 大学より 11 名が参加した（内訳：国公立大学 1、私立大学 10）。					
＜内容＞					
◇配慮を行ううえでの根拠					
・ 診断書以上のものはないが、そこに細かく明記がされている訳でもなく、日々の面談の中で困難等を確認し対応している。					
・ 診断書の取得について、学外機関への受診は時間を要することがネック。 学内で検査を実施するケースも。					
◇定期試験					
・ 別室受験は許可がされやすいが、時間延長は許可が厳しい状況。					
・ 時間延長をしても、本人が長時間の受験に耐えられないこともある。					
◇支援が途切れてしまうケース（面談に来なくなる等）					
・ 様々な連絡手段を使っても連絡が取れず、授業が始まってからの対応になるケースもある。					
・ 視覚的にも伝わるよう、期限等を明確にまとめて周知を行う。					
・ 連絡に応えないことで支援を受けられない＝自己責任であることも伝えていく。					
・ 支援担当者からの連絡だけではなく、教職員のネットワークで拾っていくことも効果的。					
◇学修面での困難さへの対応					
・ 学修支援室があり、教員が常駐している。配慮が必要な学生が、先生を独占してしまうケースも。					
・ 院生のチューターによるレポート作成の支援等を行っている。（発達障害の当事者もいる。）					
◇出口支援					
・ オープンで就活すると採用されない。クローズで就労すると、何か問題あったときに「なぜあらかじめ言ってくれなかったのか」となる。					
・ 場合によっては、進路変更などの方向転換を行うことも必要。					

第 30 回関西障がい学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	B	参加者数	14 名	会場	キャンパスプラザ京都
テーマ	精神障がいのある学生の修学支援				
司会	村田 淳		記録	金澤 明子・田中 英世留	
記 録					
<分科会の概要> 精神に障害のある学生が直面する困難は多様であり、合理的配慮等の学生支援においてもその内容の検討や配慮の調整・提供にあたっての課題が少なくない。特にコロナ禍におけるニーズの拡大は顕著で、合理的配慮として何をどこまで提供すべきなのかという課題について議論を行った。 <参加者> 14 大学より 14 名が参加した（内訳：国公立大学 4、私立大学 10）。 <分科会で話し合われたテーマ> 精神に障害のある学生に対する合理的配慮の課題について ○状態像の把握の難しさ ・治療が優先されるケースや回復の可能性など、変化していく状態像をどうアセスメントしていくか。 ・医療や他の機関との連携を含めて、大学としてどのように対応し、教育の提供・学ぶ権利の保障等、責務をどう果たしていくか。 ・コーディネーターが学生支援を担う専門部署として説明責任を負っている状況について。 ○合理的配慮の支援の内容について ・各大学での合理的配慮決定までのフロー体制を確認。 ・精神に障害のある学生が抱える困難さ、本人の意向と障壁となっている状況の整理や支援内容について、大学としてできる支援と、合理的配慮の妥当性について。 ・出席（欠席）についての配慮、課題等提出期限の延長、またオンライン受講は合理的配慮としてどう扱うべきか。 ○各大学での状況についての共有、他 <内容のまとめ> 分科会のメンバーは、大学教員、大学職員、心理士、作業療法士、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士と、多様な経歴のコーディネーターが参加し、学生支援歴も 1 年目から 15 年以上とさまざまだった。それぞれの職域・経験からの視点で活発な意見交換がなされた。 精神に障害のある学生に対する支援特有の難しさとも言える、治療可能性や状態の回復の優先など、合理的配慮の妥当性を担保した線引きの難しさについて、それぞれの大学でのケースや課題を出し合った。 修学支援の現場において、学生の権利の侵害が起きている時に何が権利になって何が権利の外なのか、コーディネーターがジャッジをするものではないが、学生支援を担う専門職として判断を迫られる場面が多くある。 コーディネーターの持つ様々なバックグラウンドは話の聴き取り方にもそれぞれのスタンスがあり、そのことが学生本人が抱える困難さに焦点を当てること、権利侵害が起きている状況に着目すること、本人を取り巻く環境へ働きかけ連携を図ることへ繋がり、ケースワークの核となるのではないかと話					

し合われた。

最後に、ファシリテーターの村田氏により、大学としての仕組みを構築していくために、事例を積み上げながら現場間で共通認識を持ち制度やフローを整えていく必要があり、今後の課題として、議論に上がっているオンライン受講に関して、京都大学で使用されている『合理的配慮としてオンライン受講を検討するためのチェックリスト』が共有された。

今後もそれぞれの大学において、様々な取り組みや体制作りが成される中で、ダイレクトに聴きあう関係や、情報共有できる場の必要性を再認識した分科会となった。

第 30 回関西障がい学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	C	参加者数	10 名	会場	キャンパスプラザ京都
テーマ	支援体制・システムのマネジメント				
司会	望月 直人（大阪大学）		記録	徳田 晃一（関西学院大学） 中島 聡子（京都精華大学）【記録】	
記 録					
<分科会の概要> 本分科会では、最初に参加者から各大学の障がい学生支援体制について、それぞれの大学のパンフレット等の資料をもとに紹介し、その後、コーディネーターの役割や支援体制の整備、ルールデザインなど各大学における課題について意見交換・情報共有を行った。 <参加者> 10 大学より 10 名が参加した（内訳：国公立大学 1、私立大学 9）。 <内容> 以下の内容について、各大学の課題点及び取り組み状況を共有した。 ○教員を巻き込む体制づくりについて それぞれの大学のポリシーや規模、組織によって異なるところではあるが、教職員への意識づけをルールデザインとして考えられるか、コーディネーターや障がい学生支援の担当者がルールデザインや執行部レベルにまでアクセスすることが可能かが要であるとの意見があり、各大学でコーディネーターや担当者がどのように学内および上層部に働きかけを行っているかについての情報交換がなされた。 ○障がい学生支援に関する予算について 学生サポーターを雇用するための予算が上層部の理解を得られないため認められないという事例に対して、支援という側面だけではなく、学生サポーターを雇用ことについての教育的意義（多様な学生と接し多様性を身につける機会であり、社会経験の場である）や、アルバイト機会の提供でもあるという側面に言及して提案してはどうかというアドバイスが寄せられた。 ○コーディネーターの役割と負担の軽減 コーディネーターが丁寧にアセスメントした内容をもとに、対話や調整、決定は学科が責任をもっておこなうなど学内での役割分担や体制整備を整えている事例、業務委託での事例でコーディネーターが教授会等で説明することで信頼を得たり、アセスメントを整理している事例などが紹介された。 ○その他 教員からの不服申し立てについて、学内での障がい学生支援のプレゼンスをあげるための取り組み、D&I を目指す大学の中での障がい学生支援の役割、ヤングケアラーへの対応などについて、情報や意見の交換が行われた。					

第 30 回関西障がい学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	D	参加者数	14 名 (内 3 名幹事)	会場	第 1 演習室
テーマ	コーディネート 基礎編 ～合理的配慮の考え方～				
司会/進行	梅本 直 (京都外国語大学)		記録	鈴木 美佳子 (大谷大学)	
まとめ/発表	鶴野 恵子 (桃山学院大学)				
記 録					
＜分科会の概要＞					
合理的配慮の基礎知識、Q&A（グループワーク）、質疑応答					
＜参加者＞					
12 大学より 14 名が参加した（内訳：国公立大学 1、私立大学 11<短期大学併設を含む>）。					
＜内容＞					
パワーポイントを利用して、障害や合理的配慮の基本的な考え方から事前アンケートで上がっていた各大学の質問事項を取り上げ、レクチャーとグループワークを交えて分科会が行われた。					
□障害とは、障害者とは、障害モデルについて・・・ということについて、近くの人と話し合い、基本について考える機会づくりとなった。					
□合理的配慮とは、関係法規、合理的配慮の 7 つの要素について・・・具体的な事例を交えながら考え方の紹介があり、自身の関わりと照らし合わせながら考える機会づくりとなった。合理的配慮の変更できる部分とできない部分、合理的配慮と教育的配慮との違い、合理的配慮決定までの流れについてふれられた。					
□事前アンケートで寄せられた質問から 3 グループに分かれて情報交換が行われた。					
質問 1：他部署との連携、合理的配慮の決定過程					
支援体制、合理的配慮の決定過程、教員との連携について幹事校の事例を紹介しつつ情報交換を行った。大学の規模によって直接かわるメンバーが違ってはいたが、どの大学も問題や課題は多く抱えている印象であった。					
質問 2：保護者との協力について					
保護者との連携を行う上でのポイントとして、高等教育機関での合理的配慮は、学生本人の意向に基づいて行われるものであることが、理想であり、仮に保護者の意向と異なる場合は、当然ながら学生本人の意向を優先すべきである。さらに、これらの考え方を保護者に理解してもらうためには、丁寧な説明や相談が重要である。					
質問 3：受け身、支援ニーズのない学生の支援					
環境へのアプローチとして、学生の支援ニーズをすくい上げる仕組みづくり（UPI、健康調査票フォローアップ）、教職員との連携、気になる学生を相談へつなぐ共通理解、学生相談室との連携と役割分担					
本人へのアプローチとして、学生相談へのリファール、障害名ではなく、特性（〇〇が苦手、こういう場面で困りやすい、どういう工夫があればやりやすい、どういうところで相談が可能など）を本人との間で共有。					
◎合理的配慮の基本を押さえつつ、日々の業務での困り感を共有する機会となり、複雑に絡み合った課題にどう向き合うべきか考える機会となり、有意義な分科会となった。					

第 30 回関西障がい学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	E	参加者数	8名	会場	キャンパスプラザ京都
テーマ	コーディネート応用編-合理的配慮の妥当性と根拠				
司会	長ヶ原 美帆		記録	土橋恵美子・高野とも世	
記 録					
<分科会の概要> 合理的配慮の妥当性と妥当性をはかる根拠に関して、下記の内容で事前アンケートを実施し、分科会では回答に基づいて意見交換をおこなった。 ・合理的配慮の必要性と妥当性の判断に迷ったケースや難解さを感じた事例 ・障害者手帳や診断書に追加して他の根拠資料の提出を求めた事例 ・障がいのある学生が他の学生との比較において同等の機会の提供を受けるために留意している点 <参加者>6 大学より8名の参加があった。(内訳:国公立大学4名、私立大学4名) <意見交換内容> ➤ <u>発達障がいのある学生への①試験時間延長やレポート課題の延長の根拠と妥当性について②根拠資料にはない二次障害についての対応、この2点について議論をした。</u> 意見)①へは、支援部署内でのカンファレンス、当該学生の日々の修学状況のモニタリング支援等で見立てを行う等の対応例の紹介があった。②へは、二次障害について主治医に意見をもらい、依頼書や配慮事項にも反映する等の対応例があった。記載方法は様々で、状態・症状を記載する箇所には一言一句主治医の所見を記載する大学、コーディネーターの見立てを記載する大学、両方を記載する等の対応例があった。 ➤ <u>精神障がいのある学生への追試や別室受講・別室受験等の根拠と妥当性について</u> 意見)追試については、配慮申請が追試申請の根拠として承認されている大学もあれば、追試時にはその都度、根拠資料の提出を求めている大学もあった。 ➤ <u>留学生への試験時間延長の申し出について</u> 意見)各大学の合理的配慮の考え方や判断基準に基づき留学生との合意に至った例の紹介。各大学における合理的配慮について留学生に丁寧な説明と理解を促す重要性を共有。 ➤ <u>立場による見立ての違いについて</u> 意見)自身は教員で、合理的配慮に記載されている学生の状態と修学の場面でみる状態が異なる場合がある。合理的配慮に記載がなくても、教育的支援で対応可能なことがあるが、大学側より許可されないことがある。 ⇒意見)合理的配慮の定義について大学全体で確認が必要ではないか？ ➤ <u>合理的配慮としてオンライン授業を提供する妥当性について</u> 意見)コロナウィルスを経験後、各大学悩ましい状況あり。合理的配慮の7つの要素に基づいて、オンライン授業を提供する時のチェックリストを利用しているとの対応例あり。					